

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成21年5月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	高	野	新一

・公の施設の指定管理者監査結果報告

監査の範囲及び方法

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づき説明を聴取した。併せて、各施設の実地検分を行った。

監査の結果及び所見

各施設の管理に係る出納その他の事務については、報告書、使用許可申請書、預金通帳、現金出納帳関係書類を突合等により審査した結果、一部において不適正な処理があった。

指定管理者は基本協定書の基本的事項を十分理解し、実施にあたっては、公共性の趣旨を尊重すべきである。

今回、監査対象となった指定管理者に共通する事項として、当初の申請時に提示した自主事業が実施されず、また、書面により中止の届出がされていない。

基本協定書及び業務仕様書で記載された協議事項は、口頭で終わることなく、記録又は議事録をとり書面で残すよう改善されたい。

以下施設別に指摘する。

(1) 敦賀市公設卸売市場について

指定管理者 有限会社 宏和産業

主管課 産業経済部農務課

① 基本協定書第12条（自主事業）

自主事業 マーケティング調査を中止しているが、同条第2項で定める「あらかじめ書類により敦賀市の承認をえなければならない」の規定に反し届出されていない。今後は、事業計画変更届出書の提出をされたい。

② 民間活力を期待して選定された趣旨を十分認識し、収支決算が黒字になるように、経営手腕を発揮した運営に努められたい。

③ 除雪作業など関連会社に委託する場合、請負単価などについては客観性、透明性の確保に努められたい。

④ 業務仕様書で定める施設の備品が、敦賀市財務規則で定める備品台帳の分類に不整備が見られることから早急に改善されたい。

(2) きらめきみなと館について

指定管理者 株式会社 ジャクエツクリンテック

主管課 産業経済部商工政策課

① 基本協定書第12条（自主事業）

自主事業 出合いの広場、魚介類の販売を中止しているが、同条第2項で定める「あらかじめ書類により敦賀市の承認をえなければならない」の規定に反し届出されていない。今後は、事業計画変更届出書の提出をされたい。

② 民間活力を期待して選定された趣旨を十分認識し、収支決算が黒字になるように、経営手腕を発揮した運営に努められたい。

③ 消費税は、ジャクエツクリンテック全体で申告しているが、きらめきみなと館の課税売上げについては消費税を算出し、消費税を収支の中に入れるべきである。また、本社の決算期とは別に、4月～3月の指定管理者分として区分経理を明確にす

るよう改善すべきである。

- ④ 清掃作業などグループ会社に委託する場合、請負単価などについては客観性、透明性の確保に努められたい。
- ⑤ 人件費について、月により変動幅が大きく計画的な運用に努められたい。
- ⑥ イベントホールの使用について、繁忙期に特定の団体に複数回使用許可を与えているが市全体の施設として使用許可に配慮すべきである。また、減免について、会場利用料金以外の冷暖房などの加算金については他の施設との共通性を図るよう努められたい。
- ⑦ 業務仕様書で定める施設の備品が、敦賀市財務規則で定める備品台帳の分類に不整備が見られることから早急に改善されたい。

(3) 敦賀市武道館について

指定管理者 社団法人 敦賀市シルバー人材センター

主 管 課 教育委員会スポーツ振興課

- ① 基本協定書第11条（自主事業）
自主事業 柔道初心者教室、剣道初心者教室を中止しているが、同条第2項で定める「あらかじめ書類により敦賀市の承認をえなければならない」の規定に反し届出されていない。今後は、事業計画変更届出書の提出をされたい。
- ② 消費税は、敦賀市シルバー人材センター全体で申告しているが、武道館の課税売上げについては消費税を算出すべきである。また、シルバー人材センター自体の事務手数料を計算していない。今後、消費税と事務手数料を収支の中に入れた武道館収支計算書を作成すべきである。
- ③ 事業費のうち報償費は、利用団体の行う武道指導に対するもので、今後、指定管理業務内容を関係機関と協議のうえ再検討されたい。